

令和 5 年 2 月

(第 1 回)

京 都 府 教 育 委 員 会 会 議 録

1 開 会 令和5年2月3日 午後2時
閉 会 令和5年2月3日 午後3時20分

2 出席委員等

前川 教育長 小畑 委員 千 委員

安岡 委員 藤本 委員

3 欠席委員

鈴鹿 委員

4 出席事務局職員

木上 教育次長

村山 教育監

大路 管理部長

吉村 指導部長

石澤 総務企画課長

坂田 教職員人事課長

芝崎 総務企画課主幹兼係長

久江 総務企画課副主査

5 議事の概要

(1) 開会

教育長が開会を宣言

(2) 前会議録の承認

1月分の会議録について、全出席委員異議なく、これを承認した。

(3) 報告事項

ア 臨時代理議決の報告について

第3号議案 令和5年2月府議会定例会の議決を経るべき議案に対する意見について

【石澤総務企画課長の報告】

○ 令和5年2月府議会定例会提出見込議案のうち、知事から意見を求められた教育委員会関係議案6件について、教育長の臨時代理議決を行ったので報告する。

表紙に第3号議案と記載された資料の3-1頁に、今回の関係議案6件を記載しており、その全てにおいて異議がない旨の臨時代理議決を行っている。

このうち、1と6については予算関係であり、関係議案を添付しているが、内容については、別冊で表紙に「令和5年度当初予算案 令和4年度2月補正予算案 教育委員会所管分」と記載した資料で説明するので、同資料を御覧いただきたい。

まず、同資料1頁を御覧いただきたい。

来年度予算案については、令和5年度当初予算案と令和4年度2月補正予算案を併せて、いわゆる14箇月予算という形で編成している。

教育委員会全体の予算規模としては、歳出総額は1,230億6,300万円となり、同じく国の補正予算と一体的に14箇月予算で編成された令和4年度と比較し、9億8,200万円の減（前年比99.2%）であるが、これは来年に定年年齢が延長されるため、退職手当支給額が大きく減少することが大きな要素である。

続いて、予算の具体的な中身を説明する。

同資料3頁を御覧いただきたい。

教育委員会の来年度予算の一つの目玉として、「子どもの教育のための総合給付金」という新規施策を計上しており、予算規模は3億円である。

これは、地域の実情に応じた特色ある取組を市町村が行う場合、その支援を行いながら教育環境の向上を図っていくものである。

続いて、同資料4頁を御覧いただきたい。

京都府学力・学習状況調査（学びのパスポート）の実施である。

学力テストのCBT化、IRT等の理論を組み合わせる取組で、令和3年度及び令和4年度と試行を行ってきたが、令和5年度からは本格実施するものである。

続いて、同資料5頁を御覧いただきたい。

京都府デジタル学習支援センターを令和4年度に立ち上げたが、令和5年度

についても引き続きその機能を発揮するという事で、特に全府立学校教員を対象としたICT研修、いわゆる悉皆研修の実施を考えている。

続いて、同資料6頁を御覧いただきたい。

小学校教科担任制について、令和4年度から理科と英語の専科教員を配置してきたものであるが、令和5年度は10人増員し、計60人程度を配置したいと考えている。

続いて、同資料7頁を御覧いただきたい。

特別支援学校において医療的ケアが必要な児童生徒の通学支援について、制度を令和4年度に立ち上げ、福祉タクシーの利用助成や看護師配置等に対する支援を行っているが、令和4年度はその利用に上限を設けていたものを、令和5年度においてはその上限を撤廃して運用するものである。

続いて、同資料8頁を御覧いただきたい。

いじめ防止・不登校対策として、スクールカウンセラーの配置を行っているところであるが、令和5年度については小学校のスクールカウンセラーの派遣を拡充し、また、新たにオンラインによるカウンセリングを導入したいと考えている。

続いて、同資料9頁を御覧いただきたい。

スポーツ・文化の関係になるが、「京のジュニアスポーツアカデミー構想」という大きな構想を打ち立てており、教育委員会と知事部局の文化スポーツ部で共管として進めていく構想である。

教育委員会においては、令和4年度に引き続き、学校部活動の地域移行に向けた実証事業を6団体において行っていく。

続いて、同資料10頁を御覧いただきたい。

学びのセーフティネットの関係であるが、公立学校の教育費負担軽減として「奨学のための給付金」という制度があり、この制度の全日制・定時制における第1子の給付額について、3,000円の増額を行う。

続いて、同資料11頁を御覧いただきたい。

府立学校の施設整備の関係であるが、府立学校の空調設備の更新が非常に大きな課題となっており、これまで年間3校程度しか更新できなかったが、令和5年度以降は更新のスピードを加速させ、令和5年度において21校で更新し、今後3年間で全ての府立学校での更新を完了させる計画で進めていく。

続いて、同資料12頁を御覧いただきたい。

教員の人材確保については、人材不足が大きな課題となっており、特に北部地域において教員不足が非常に厳しい状況である。

そうした中、今回新たに、京都府北部地域で勤務することを条件に、大学生時代の奨学金の返還についてその一部を助成する制度（インセンティブ）を設け、教員確保を図っていきたいと考えている。

続いて、同資料14頁を御覧いただきたい。

文化財保護の関係である。

まず、京都府北部に所在する府立丹後郷土資料館のリニューアル整備については今後も進めていくほか、南部地域においても、史跡「恭仁宮跡」の特別史跡昇格に向けた作業を進めていく。

最後に、同資料16頁を御覧いただきたい。

新型コロナウイルス感染症対策についても、令和4年度と同様に継続した取

組を進めていく。

計上している予算の主な内容については以上である。

次は、その他の教育委員会関連条例について説明する。

資料は、最初の第3号議案と記載された資料に戻り、同資料の3-23頁を御覧いただきたい。

「京都府犯罪被害者等支援条例制定の件」であるが、京都府で新たに条例を制定するものであるが、教育委員会関連としては、同資料3-25頁に記載されている「第7条 学校等の責務」が該当し、犯罪被害者関係についても学校運営の中で十分に配慮しなければならないことが明記された。

続いて、同資料の3-31頁及び3-32頁を御覧いただきたい。

「京都府旅費条例一部改正の件」、「管理職員等の給与の特例に関する条例一部改正の件」の2件である。

昨今、京都府の財政状況が非常に厳しい中、管理職の給与を一部カットし、また、旅費のうち宿泊費について管理職の該当部分を減額することについて、昨年度に引き続き実施するものとして条例改正が行われたものである。

続いて、同資料3-31頁を御覧いただきたい。

「京都府立桃山学園条例等一部改正の件」である。

これは、子ども家庭庁設立の関係で、主務大臣が厚生労働大臣から主務大臣という名称に変更されるという軽微なもので、それに伴う条ずれ等について、今回改正と行うものである。

関連条例は以上であり、臨時代理議決についての説明は以上となる。

【質疑応答】

○ 小畑委員

予算案を説明していただき、いろいろと新しい取組で良いと思うが、その中で伺いたいことがある。

別冊資料4頁で説明している「学びのパスポート」については、CBT化やIRT等の組み合わせ、それぞれの児童生徒の習熟度やスキルを測り、学力向上につなげていくということであるが、例えば、生徒Aの英語は6合目、生徒Bは7合目ということが分かっているにもかかわらず、通知表ではそれと見合う成績になっていない場合、評価が間違っているという話にもなりかねないが、その辺りの整合性はどうなるのか。

○ 吉村指導部長

この施策については通知表と直接連動するものではなく、あくまでも児童生徒の学習状況を把握するためのものである。

従来の調査との違いは、これまでであれば、平均点に比べて上か下かという把握できたが、過去の成績を比べたところで、問題の難易度が変わっていれば自分自身が伸びたかどうかさえよく分からないという、相対的な状況を見るところが多かったが、この施策では指標になるような問題をあえて混ぜ込み、難易度が変わっていてもそれをしっかりと評価に出せるというシステムになっている。

例えば、平均点と比べた場合、前回と順位は変わっていないものの、その子自身を見れば、しっかり伸びていることが見えてくるほか、非認知能力と結び付けた場合、例えば、学習時間が非常に多いにもかかわらず結果に出てないこ

と等が分かり、その場合の原因は、計画的な取組に課題があり、時間はかけているにもかかわらず闇雲に学習しているだけで結果につながっていない、ということも分かってくる。

こうした分析を実施することで、今までできなかったような指導ができるようになり、学力向上を図っていきながら、結果を見た教員についても授業の在り方等を見つめ直し、検証・解析して改善を図っていくことを組み合わせ、児童生徒の学力向上につなげていくためのものと御理解いただきたい。

○ 前川教育長

通知表の場合は、いわゆるテストの点数だけではなく、どのように学習に臨んでいるかという、児童生徒のタイプや意欲等の様々な要素や観点が数点含まれ、それらに基づき総合評価をするため、見えてくるものは少し違う可能性が当然ある。

○ 小畑委員

この学びのパスポートでは、学科ごとに到達状況あるいは習得スピード等が分かり、きめ細かく学習指導することができるが、そういう中で総合的な通知表の評価との相違点が問題にならないか。

○ 前川教育長

来年度から本格実施する上で、当然に試行錯誤しながらこのシステムを完成していくことになり、御指摘のとおり、通知表での総合評価とC B T化・I R T等を組み合わせた結果が違っていれば、当然検証していかなければならないが、このシステムは、児童生徒一人ひとりの伸びや課題をより細かく、単なる点数だけではなく、非認知能力等がどう関連しているのかを分析し、一人ひとりに対して的確なアドバイスができるようにするものである。

○ 小畑委員

優れもののシステムに感じるとともに、なるほどと思った。

令和5年度からの本格実施は、全小中学校で実施ということか。

○ 吉村指導部長

小学校4年生以上を対象に、全小中学校で実施する。

○ 小畑委員

教科については、全教科が対象となるのか。

○ 前川教育長

教科については、小学校は国語・算数の2教科で、中学校は国語・数学に英語を加えた3教科である。

○ 吉村指導部長

タブレット端末で回答するため、結果が早く分かるというメリットがある一方、業者で処理したデータが大量に返ってくるため、多くのデータをどうように見るかということが非常に大事であり、しっかり活用できなければならず、教員を対象とした活用方法の研修も充実したい考えである。

○ 安岡委員

資料には、この取組が全国初と記載されているが、例えば、国のモデル事業ということで国からの予算が多く付いているのか。

○ 吉村指導部長

埼玉県でI R Tの理論を使用して実施しているが、それに加えてC B T化を組み合わせ一斉に実施するのは、京都府が全国で最初となる。

○ 前川教育長

本来は国から多くの予算をいただきたいところであるが、逆に京都が全国をリードする事業とっており、力を入れて実施していきたい。

○ 藤本委員

京都が先駆けとなり、チャレンジすることは非常に素晴らしいことである。

また、この事業については、昨年に吉村指導部長がルビノ京都堀川で講演されていた内容であることも思い出した。

このシステムで現場教員の負担が増えてこなればよいが、今後、機会があれば、具体的にその推進状況を教えていただきたい。

また、パスポートという名称は、行きたいところに行くための旅券とイメージされるが、そうではなく、教科ごとにある程度仕分けされたものがあって、それに基づき、「この部分は、ここまでクリアできている」といったことが分かるというイメージで間違っていないか。

○ 吉村指導部長

大きくは、ランク付けが幾つかあり、他人と違うテストを受けていても、例えば自分がA-3からA-4に上がった、ということが数値的に見えてくる。

細かくは、先ほど説明したとおり、個別の課題を丁寧に見て、きめ細やかに指導できるかどうかである。

教員としては、行った授業が意外と結果に反映されていないと分かることもあり、その一方で某教員の授業は非常に伸びが高いということが見えてくる場合もあり、例えば、その授業にどのような特徴があるのか、教員がそれらを共有していけば、学校全体の質の向上にもつながるため、様々な活用ができる。

○ 前川教育長

あくまでも、良い指導を広めていく観点で使っていきたいと思っている。

○ 小畑委員

別冊資料9頁の「京のジュニアスポーツアカデミー構想」の取組では、府立高校を核とした開放型スポーツクラブの創設と記載されているが、この構想の対象は高校なのか。

○ 前川教育長

この構想は中学校を対象としている。

例えば、一部中学校では生徒数が大きく減少し、部活動が編成できないという状況が今後進んでいくとみられることから、できる環境を作っていくということで、府立高校もその環境の提供する立場としている。

○ 小畑委員

教員の働き方改革等に伴う中学校部活動の地域移行が令和5年度から始まる中、その受け皿的なものがジュニアスポーツアカデミー構想なのか。

これまで学校単位で部活動指導を行ってきたものを仕切り直し、地域でチームのようなものを作る中で、そうした地域部活動の指導者が、地域のボランティアのほか、教員である場合もあるということが、このアカデミー構想と理解してよいか。

○ 木上教育次長

そのとおりであり、そのうちの受け皿の一つが府立高校である。

○ 小畑委員

府立高校でも行い、高校のいろんな部活の中に中学生が入るということか。

- 木上教育次長
そのとおりである。
- 小畑委員
これは、少子化と教員の働き方改革等という、二つの要因からの発想か。
- 石澤総務企画課長
部活動の地域移行の関係については、この間の状況について、保健体育課長から改めて説明させていただく。
- 前川教育長
この構想はこれからの目玉事業になっていく予定であり、令和5年度はそれほど進まないが、長期的なスパンでしっかり考えていく必要があるので、主要事業として挙げている。
- 小畑委員
あるスポーツ種目の全国大会を、学校単位ではなく地位単位に変えなければならないという報道があったが、そのあたりも改革しなければ、こうしたものは上手く進まないと思うがどうか。
- 前川教育長
そのとおりである。
- 安岡委員
別冊資料9頁の府立学校の施設整備については、どれほどの規模の整備なのか。トイレの洋式化等もこの予算に含まれるのか。
- 大路管理部長
空調設備については、エアコンを既に取り付けているが、概ね13年が耐用年数であり、コロナ禍で窓を開放して酷使していたこともあって、この間、電源部分の電流容量を増やすなどの工事を行ってきたが、エアコン本体は今後3年計画で全てを更新する予定である。
一方のトイレの洋式化については、5年計画で行ってきたが全てはできておらず、今後、それを優先するか又は学校施設長寿命化を優先するか等、検討しながら取り組んでいきたい。
- 安岡委員
電気代が高騰している中、多くの施設での整備となれば、この値上げにより相当額の費用が必要となるが、そういった経費はどの予算から出るのか。
- 大路管理部長
光熱費や簡単な電気関係の補修等は、学校運営費で賄っている。しかしながら、圧迫している状況も見られるため、補正予算でお願いする場合もある。
- 安岡委員
ウイルス性感染症は、新型コロナウイルス感染症に限らず今後もいろいろと出てくる可能性があり、こういった感染症対策において、手洗いやうがい等を行う場所の環境整備等は考えているのか。
- 大路管理部長
この間、学校長の裁量でコロナ対策が行える国の予算を活用しており、大規模校では1校500万円程度あるため、感染症対策の環境整備を行っている。
例えば、手洗い場ではこれまでの設備では行列ができるといった状況もあったことから増設しているほか、空調対策ではサーキュレーターや二酸化炭素計測器等を導入しており、一定成果は出ている。

○ 安岡委員

今はコロナ対策で国から別枠の予算が付いているが、今後、新型コロナウイルス感染症の流行が収まれば予算はなくなると思う。そうした場合に備え、京都府で予算を確保する予定はあるのか。

○ 大路管理部長

一定整備はできているが、今後、必要性が見えれば迅速に対応していく。

○ 前川教育長

施設関係は、整備したい所は多くあるが、現場の声も聞きながらしっかり優先順位を付け、集中的に行っていきたい。

○ 藤本委員

別冊資料6頁及び7頁に記載された令和の教育指導体制の推進、豊かな人間性の育成と多様性の尊重、特別支援教育の推進という項目を見て、感じたことを述べたい。

私が運営している幼稚園現場における最近の一例であるが、卒園生である小学1年生が同窓会的な行事で来園し、当時の担任教員等が「皆さん、小学校では何組になったの」、「1組になった人、2組になった人、手を挙げて」と呼びかけ、会話が盛り上がっていたとき、全く手を挙げない子どもがいた。

子どもたちは、京都市立の小学校に通っているが、全く手を挙げない子どもは、いわゆる育成学級に入っている児童であった。

いわゆる育成学級では、1組・2組等の呼び名ではなく、例えばタンポポ組というような名称となっており、その場で「〇〇ちゃんはタンポポ組なの」というような会話になった。

このことについては、もちろん教員に配慮が足りなかったとはいえ、育成学級は他の学級とは違う名称が付けられていることに私もこれまで違和感がなかったが、時代も変わり、インクルーシブ教育や多様性の尊重と言われる中、育成学級のみ呼び名が違うというのは、どうなのかと思う。

すぐに反映してほしいということではないが、現実には受け入れながらも、インクルーシブや多様性の尊重からも少し考え直す必要があるのではないかな。

○ 前川教育長

子どもたちは、例えば、そのようなことで辛い思いをしても言わないことが多く、教員も気付きにくいことが多いが、そういうところも配慮しなければならないことであり、貴重な御意見をいただき、ありがたい。

また、小中学校の校長会ともしっかり連携して対応を進めていきたい。

イ 新型コロナウイルス感染症について

【村山教育監の報告】

- 府立学校児童生徒の陽性者推移は、資料1頁に掲載のとおり、第8波に入ってから以降、昨年12月から本年1月上旬にかけて増加傾向にあったが、それ以降は減少に転じている。

資料2頁は、府立学校児童生徒の直近4週間の日ごとの陽性者数と週平均であるが、本年1月中旬から週平均、前週比とも減少に転じ、学級閉鎖もほとんどない状況である。

小中学校の児童生徒についても、資料は付けていないが、同様の傾向にある

と把握している。

一方、このような状況の中で季節性インフルエンザが流行し、昨年度比でも大幅に増加しており、昨年9月から本日までの累計では全校種で91学級の学級閉鎖が生じている。

こうした中、既に報道されているが、資料3頁に記載のとおり、本年1月27日、新型コロナウイルス感染症対策本部において、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更等に関する対応方針」が決定されたため、その概要を簡単に説明する。

1の「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ」については、今後、特段の事情が生じない限り、新型コロナウイルス感染症について本年5月から感染症法上の新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとし、5類感染症に位置付けが変更される。

このことについては、資料7頁に掲載している感染症法上の位置付け表を御覧いただければ分かりやすく、感染症類型が、現在の新型インフルエンザ等感染症の区分から季節性インフルエンザと同じ5類に変更されるものである。

資料は3頁に戻っていただきたい。

続いて、2の「感染症法上の位置づけの変更に伴う政策・措置の見直し」について説明する。

患者への対応としては、急激な負担増が生じないように、医療費の自己負担分に係る一定の公費支援が期限を区切って継続される。

医療提供体制では、現在の発熱外来等を行っている一部医療機関から幅広い医療機関が新型コロナウイルス感染症の患者の診療に対応する体制へと段階に移行される。

サーベイランス、いわゆる感染動向の把握については、発生届出は終了し、定点医療機関による感染動向把握に移行される。

基本的な感染対策の項目では、学校生活にも影響するところであるが、マスクの着用については、屋内では基本的にマスクの着用を推奨するとの現在の取扱いを改め、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本として検討され、併せて各個人の判断に資するようマスクの着用が効果的な場面が周知され、マスクの取扱いの検討に関しては、今後、感染状況等も踏まえ、早期に見直し時期も含めてその結果が示され、その際に、子どもに関しては発育・発達の妨げにならないよう配慮が必要であるとの指摘があることに留意することとなっている。

そのほか、効果的な換気や手洗いなどの手指衛生の励行は引き続きお願いすることとされている。

最後に4の「特措法に基づく措置の終了」について説明する。

住民及び事業者等への感染対策に関する協力要請等の各種措置は終了することとなった。

例えば、資料は付けていないが、1月27日に基本的対処方針が変更され、イベント等の開催要件である収容率の上限が、大声での歓声等の有無を問わず、収容率100%と緩和されたところである。

5類移行に伴う措置の変化については、資料7頁の下の対照表を御覧いただきたい。

「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更等に関する対応

方針について」の要点説明は以上であるが、同方針を受けた学校の対応については、文部科学省で検討が進められることとなっており、その内容を踏まえて対応していく。

特にマスクの着用については、様々な報道がされているが、現段階で公式見解は示されておらず、今後の文部科学省の検討状況を踏まえ、丁寧に対応していきたい。

また、感染症法上の扱いが変更されても、新型コロナウイルス感染症に関連した人権上の配慮については引き続き指導していく必要があり、特にマスク着用の変更に伴い、その着用の有無により、非難・いじめ・誹謗中傷や偏見・差別が生じないように指導していきたい。

そのほか、来年度当初予算案に新型コロナウイルス感染症対策関係として、学校衛生環境対策や校内体制強化等の予算を盛り込んでおり、引き続き基本的な感染症対策を講じながら、学習機会をしっかりと保障できるよう支援していきたい。

加えて、コロナ禍を機に一気に進んだICT活用を更に推進するほか、コロナ禍の中で得られた様々な知見や工夫の積み上げがあり、これを今後の学校運営や教育活動で生かしていくことも大切と考え、こうした観点や今後示される対応方針の具体的内容を踏まえ、子どもたちの生活をより充実した形で従前の姿に戻して行くことができるよう取り組んでいきたい。

【質疑応答】

○ なし

ウ 再任用管理職の取扱いについて【非公開】

(4) 議決事項

ア 第4号議案 中学校校長の懲戒処分について【非公開】

〔原案どおり可決〕

イ 第5号議案 中学校校長の人事異動について【非公開】

〔原案どおり可決〕

(5) その他

ア 公開しないこととする議決について

(京都府教育委員会委員会会議規則第15条第1項第4号)

報告事項ウ、議決事項ア及びイについて、全出席委員異議なく、公開しないこととするを議決

(6) 閉会

教育長が閉会を宣告

